



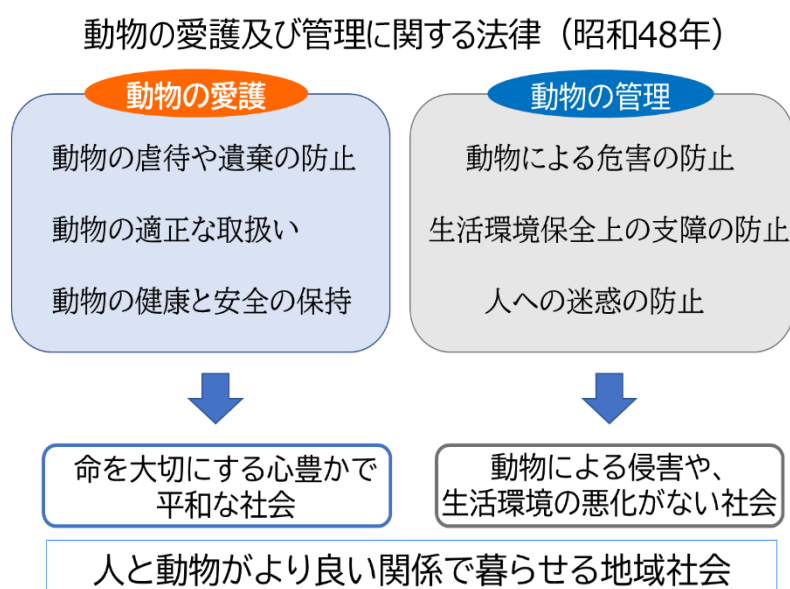
学習コンテンツ  
『どうぶつと いっしょにくらそう』  
ガイドブック

石川県

## ○ はじめに

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえのない存在です。

人と動物がより良い関係にある社会の実現を図ることを目的として、国は「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法律」という。）を制定しています。法律では、その目的を果たすため、動物の「愛護」と「管理」の2つの面から、国や自治体の役割、事業者や国民が守るべきことなどについて定めています。



法律の趣旨を踏まえ、石川県でも、人と動物がより良い関係で暮らせる地域社会の実現を図るため、「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）を制定しています。

条例では、「県民は、動物の愛護及び管理についての理解を深めるよう努める」と規定されており、犬や猫などの動物の飼い主が守るべき具体的な事項も定められています。

学習コンテンツ『どうぶつといっしょにくらそう』は、法律や条例にうたわれている、動物の「愛護」や「管理」の考え方について、子どもたちが分かりやすく学ぶことを目的として作成しています。

## ○ コンテンツの構成

学校・家・町の3つの場面に分かれています。



飼育されている動物、お世話をする立場の人が、みんなそれぞれどういう気持ちなのかを想像し、どうしたらみんなが気持ち良く一緒に暮らせるか、考えてみましょう。

場面	登場する動物	テーマ		解説ページ
学校	うさぎ	動物への接し方 毎日のお世話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育小屋は毎日きれいにしてあげよう</li> <li>・小さな動物はとてもこわがりだから、驚かささないでね</li> </ul>	3
	メダカ	適正な飼育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆったりと泳げるようにしてあげよう</li> <li>・きれいな水で暮らせるように、エサはちょうどよい量をあげよう</li> </ul>	4
家	ペットの犬	動物への接し方 毎日のお世話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬は飼い主と遊ぶのが大好き</li> <li>・毎日散歩に行って、エサや水もちゃんとあげよう</li> </ul>	5
	ペットの猫①	適正な飼育環境 周りの人への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家の外は危険がいっぱい</li> <li>・周りの人の気持ちも考えよう</li> <li>・猫は家の中で飼おう</li> </ul>	6
	ペットの猫②	適正な数の飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちゃんとお世話ができる数だけ飼おう</li> <li>・増やしすぎないようにどうしたらいいか、みんなで考えてみよう（不妊去勢手術）</li> </ul>	7
	ペットのカメ	終生飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物を捨てたりせず、最後まで大切に飼おう</li> </ul>	8
町	野良猫	周りの人への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物が苦手な人もいたり、動物がたくさんあつまることで困る人もいるよ</li> <li>・どうしたらみんなが気持ちよく暮らせるか考えてみよう（地域猫活動）</li> </ul>	9
	散歩中の犬①	周りの人への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物が苦手な人もいるよ</li> <li>・散歩の時はちゃんとリードをつけよう</li> </ul>	10
	散歩中の犬②	動物への接し方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知らない人にさわられるのが苦手だったり、急に近寄るとびっくりする場合があるよ</li> </ul>	11
	めいろ	復習	人と動物が気持ちよく、なかよく暮らしている絵だけを通り、ゴールを目指しましょう	12

## 1. 学校ー（1）飼育小屋のうさぎ

### ○テーマ

動物への接し方、毎日のお世話

### ○内容

- エサやりや掃除などの身の回りのお世話は、人が責任を持って行わなければいけません。（条例第12条第1号）

飼育施設が不衛生だと、動物の健康の悪化や、悪臭などにより、周りの人の迷惑にもつながることがあります。飼育場所は、常に清潔な状態を保つことが大切です。

- 動物の種類、習性を理解し、みだりに苦痛を与えないようにしなければなりません。（条例第6条第1号）

驚かせたり、怖がらせたりしないよう、やさしく丁寧に接することが大切です。



## 1. 学校ー（2）水槽のメダカ

### ○テーマ

適正な飼育環境

### ○内容

- 動物の種類や習性を考慮し、ストレスを抱えたり病気になったりしないよう、走る、登る、泳ぐ、飛ぶなど、その動物にとって自然な動作が行えるよう、十分な広さや空間を確保しなければなりません。

（条例第12条第3号）

- その動物の種類や発育状況、飼育環境等に応じて、適切な量や方法によるエサやりが必要です。（条例第12条第1号）

飼育する動物の数などに応じて、適切な量のエサを提供しないと、動物の健康の悪化や、悪臭などにより、周りの人の迷惑にもつながることがあります。



## 2. 家ー（1）ペットの犬

### ○テーマ

動物への接し方、毎日のお世話

### ○内容

- ・ 飼い主にとってペットはまさに家族の一員です。飼い主は、種類、習性等を理解したうえで、ペットを家族の一員として、大切に扱うよう努めなければなりません。（条例第6条）
- ・ 犬は、食べることや、飼い主との遊びや散歩が大好きです。適切な時間や量の食事の提供はもちろん、飼い主との遊びを求めてきたら、その気持ちに応えて、一緒に遊んであげましょう。

特に散歩は、肥満防止やストレス発散に役立ち、犬の心と体の健康維持にとっても重要です。室内で放し飼いにしている場合でも、犬の種類、大きさ、年齢、健康状態などに応じて、毎日散歩に連れて行きましょう。他の犬と一緒に遊ぶことができれば、ドッグランなどで自由に遊ばせることも大変有効です。



<補足>

他人に危害を及ぼさないため、犬自身の安全を守るため、散歩の時は犬をリードでつなぎましょう

## 2. 家ー（2）ペットの猫①

### ○テーマ

適正な飼育環境、周りの人への配慮

### ○内容

- ・ ペットの飼い主は、ペット自身の生命・身体の安全を確保するとともに、周辺住民などの人の生活環境を悪化させたり、迷惑を及ぼしたりすることがないように努めなければなりません。（条例第6条）
- ・ 猫は好奇心や本能から、家の外にいる他の動物などのことが気になり、窓や扉が開いていたら、外に出ていくことがあります。

家の外は猫にとって危険がいっぱいです。カラスやタヌキなどの野生動物に襲われたりするほか、特に車にひかれて死亡する事故は後を絶たちません。

また、近所の庭などにマーキング（おしっこ）をしたり、うんちをしたりして、迷惑をかけることもあります。

このようなことから、猫の飼い主は、猫を屋内で飼うよう努めることとされています。（条例第15条）



<補足>

部屋の環境を整えれば、猫は家の中だけでも、快適に過ごすことができます

## 2. 家ー（3）ペットの猫②

### ○テーマ

適正な数の飼育

### ○内容

- ・ 犬や猫を増やしすぎると、きちんとお世話ができなくなり、悪臭や騒音などにより近隣住民とトラブルが起きたり、動物の健康が悪化したり、飼い主自身の健康や生活が悪化してしまうことがあります。こういった問題を「多頭飼育問題」と言います。
- ・ 特に猫は繁殖力が高く、オス猫1頭、メス猫1頭がいれば、1年後に20頭、2年後に80頭、3年後には2,000頭以上にもなることがあります。
- ・ 動物がみだりに繁殖して適正に飼うことが困難とならないよう、飼い主は不妊去勢手術など、繁殖に関する適切な措置を講じなければなりません。（条例第12条第7号）
- ・ 不妊去勢手術には、不幸な動物が生まれなくなる他、動物が長生きする確率が上がる、なき声やマーキング等の困った行動が減るというメリットもあります。



<補足>

猫は家の中で飼いましょう。部屋の環境を整えれば、猫は家の中だけでも快適に過ごすことができます。

- ・ 上下運動のできるキャットタワー
- ・ 隠れ場所となるキャリーケース
- ・ おもちゃ、つめとぎ 等



## 2. 家ー（4）ペットのカメ

### ○テーマ

終生飼育

### ○内容

- 動物の飼い主は、動物がその命を終えるまで適切に飼いつけるよう努めなければなりません。（条例第6条第2項）  
また、やむを得ず飼いつけることができなくなった場合には、自分の責任で次の新しい飼い主を探し、譲り渡すよう努めなければなりません。（条例第6条第3項）
- 動物も人間と同じように、赤ちゃんのときは小さく、その後子どもから大人へと成長し、やがて年をとりますが、犬や猫の寿命は10～20年ぐらい、一部のインコやカメなどはさらに長生きします。途中、病気や老化などにより、目が見えなくなったり、自分で歩けなくなったり、食事がとりづらくなったりすることもあります。
- 動物を飼うときは、動物があと何年生きて、どのような大きさや姿、状態になるのか、また、動物の成長や老化とともに、自分や家族がどういう生活をし、どうすれば最後までちゃんと大切に飼いつけることができるのかなど、よく考えてから飼いましょう。



### 3. 町一（1）野良猫

#### ○テーマ

周りの人への配慮

#### ○内容

- ・ 猫は繁殖力が高く、なわばり意識も強いため、野良猫として地域に住みつくると、たちまち繁殖し、周辺地域を寝床やトイレ場所にしたり、マーキング（おしっこ）を行います。そのような行為を迷惑がる人がいる一方で、猫をかわいがる気持ちやかわいそうに思う気持ちから、エサを与える人も多いため、地域でのトラブルが絶えません。
- ・ 野良猫による問題を、地域全体で協力し、解決する方法として、「地域猫活動」という取組があります。

#### 地域猫活動

地域ぐるみで野良猫を管理しながら、少しずつ野良猫の頭数を減らし、問題の解決を目指す方法です。

<主な取り組み例>

- ① 野良猫の不妊去勢手術をする  
(一代限りの命を全うして、少しずつ野良猫が減る)
- ② 地域でルールを決めてエサやりをする  
(お腹を空かせてゴミをあさるのを防ぐ)
- ③ 野良猫のトイレを設置して、清掃などの管理をする  
(敷地に糞や尿をされるのを防ぐ)



<補足>

- ・猫の耳がV字にカットされているのは、不妊去勢手術をした印です。
- ・プランター等を活用して、猫のトイレを作ることができます。
- ・悪臭等の原因となるため、エサはきれいに片付けることが大切です。

### 3. 町ー（2）散歩中の犬①

#### ○テーマ

周りへの配慮

#### ○内容

- ・ 私たちが暮らす町には、動物が好きな人もいますが、動物が苦手な人もたくさんいます。
- ・ 特に犬は、吠えたり、人を咬むこともあるため、犬を苦手に思ったり、怖がったりする人もいます。このため、犬の飼い主は、家の外ではリードなどにつなぎ、犬が逃げたり、他人に襲いかかるなどの迷惑を及ぼしたりしないようにしなければなりません。(条例第14条)
- ・ また、飼い主が大丈夫だと思っても、犬は興奮や驚いた拍子に、急に飼い主の手を離れ、逃げ出すこともあります。他人に危害が及ぶおそれがあるだけでなく、犬自身も交通事故にあうなどの危険が生じます。
- ・ 他人に危害を及ぼさないため、また、犬自身の安全を守るため、飼い主は、散歩などの外出時にはリードでしっかりとつなぐなど、責任を持って犬を飼いましょう。



<補足>

- ・ 犬の糞はきちんと持ち帰りましょう

### 3. 町ー（3）散歩中の犬②

#### ○テーマ

動物への接し方

#### ○内容

- ・ 人に飼われている動物であっても、すべての人に慣れているわけではありません。飼い主以外の人と接することに、怖さを感じたり、不安などからストレスを感じたりすることがあり、逃げ出そうとしたり、身を守ろうと吠えかかってくることもあります。

そのため、いくら自分が動物が好きで、慣れていても、町で出会った動物に、むやみにさわりにいったり、駆け寄ったりすることは控えましょう。

- ・ 町で犬の散歩をしている人がいて、犬がかわいくて気になっても、急にさわろうと駆け寄ったりはせず、まずは犬の性格や状態をよく知る飼い主の人に声をかけて了解をもらうなど、犬が怖がったり驚いたりしないよう、心がけましょう。



## めいろ（復習）

学校、家、町のそれぞれのいろいろな場面で、いろいろな動物と出会い、動物やその動物に関わる人の気持ちを想像し、どうしたらみんなが気持ちよく暮らせるかを考えてきました。

動物も人もみんな、いろいろな気持ちがあり、みんなで気持ちよく、なかよく一緒に暮らすには、相手の気持ちを考える思いやりの気持ちが大切です。

最後の「めいろ」ゲームでは、これまで学んできたことを復習し、スタートから、人と動物が気持ちよく、なかよく暮らしている絵だけを通り、ゴールを目指しましょう。

間違えたら、もう一度ふりかえって確認してみましょう。

